（会計上の見積りの変更に関する注記）

第五条の二の三　会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更が中間財務諸表に与えている影響額

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第五条の二の四　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　当該会計方針の変更が中間財務諸表に与えている影響額

（修正再表示に関する注記）

第五条の二の五　修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　誤謬（びゅう）の内容

二　中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額

三　前事業年度又は当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する影響額

四　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

第七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「記載は、同条」を「注記は、第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「の規定により記載すべき」を「（第四条から第五条の二の五までを除く。）の規定による」に、「及び第五条の規定による記載」を「から第五条の二の五までの規定による注記」に、「規定により記載した事項」を「規定による注記」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第四条の規定による注記は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2　第五条から第五条の二の五までの規定による注記は、第四条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第三十一条の二を次のように改める。

第三十一条の二　削除

第三十六条の三に次の一項を加える。

2　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり純資産額が算定されている旨

第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（税引前中間純損益の表示）」を付し、同条の次に次の節名を付する。

第六節　中間純利益又は中間純損失

第五十二条に見出しとして「（中間純利益金額又は中間純損失金額）」を付する。

第五十二条の二の見出しを「（一株当たり中間純損益金額に関する注記）」に改め、同条第一項中「当該金額の算定上」を「その算定上」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額が算定されている旨

第五十二条の二第三項から第六項までを削る。

第五十三条を次のように改める。

（潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記）

第五十三条　潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり中間純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2　当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が算定されている旨

3　前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

第八十条第二項中「第七条第三項」を「第七条第五項」に改める。

様式第一号記載上の注意4(1)中「セグメント情報に与える影響」を「前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）」に改める。

様式第四号から様式第八号までを次のように改める。

様式第四号

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （平成　年　月　日）	当中間会計期間 （平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形（純額）	×××	×××
売掛金（純額）	×××	×××
リース債権（純額）	×××	×××
リース投資資産（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××
たな卸資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××